広報
鳥取

発行所
鳥取市役所
鳥取市西町
代表 電話4111番
編集兼発行者　鳥取市総務課
鳥取市智頭街道筋
印刷所　KK高木印刷所
TEL2707番

移轉・設備も完成
慰霊祭や花火大会
お盆を迎える円護寺公園墓地

市では、この度円護寺公園墓地への移転問題も無事解決し、その大部分の移転を完了いたしましたので、このお盆にはこれを記念しての〝施餓鬼法要〟を営み、お盆の一夜を〝花火大会〟で彩って、慰霊の誠を捧げますと共に、市民皆さんの納涼に資することになりました。昨年から彼岸やお盆に実施しております同墓地への参詣は、今年はバス会社定期便開通に伴い、市で無料券を差上げるよう別掲御案内の通り計画しておりますので、遠慮なく御利用下さい。

また、お盆までには、前号でおしらせ致しております通り、休憩所を新設いたしますし、ベンチも園内一〇ヶ所に増設、便所一棟の新設、電灯もトンネルや園内にも照明電灯を増設する外、水道施設の整備、参道正面の覚寺橋を拡張いたしまして、大型バスの通行も自由にできるように施工完成することになりました。そして参道入口附近に大きな案内図を掲げ、各寺院毎の団地に掲揚する色彩別の大きな標識と符合するようにして、縁故者の墓参の便を計るように考えております。

管理事務所には管理人が常駐しておりますし、ここには電話も取付けまして、墓参者の御案内なり連絡にもあたっておりますから御遠慮なく利用して下さるようお待ちしております。（総務課）

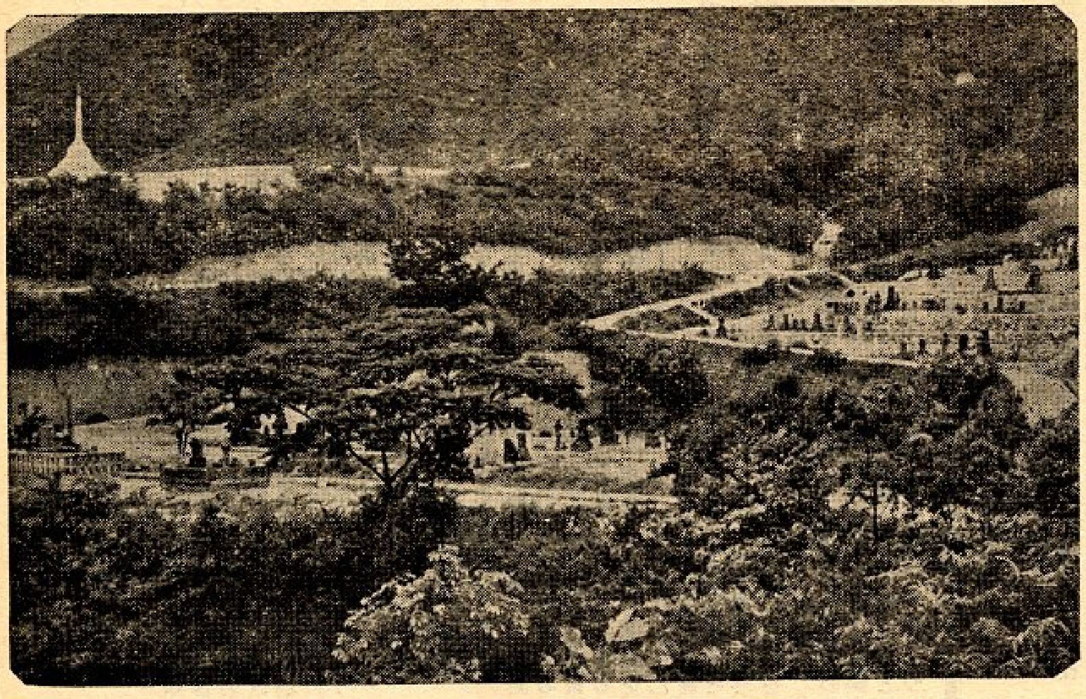
（写真は整備された円護寺公園墓地の一部）

婦人相談員に
川上綾子さん任命

大きな社会問題であった〝売春防止法〟が、去る4月1日から施行（明年3月31日まで猶予）されておりますが、いままで赤線、青線区域などで働いていた婦人たちで、保護を要する婦女子についての相談や、その厚生指導、生活の援護、就職の世話などをする「婦人相談員」を設置することになり、市でも7月11日附で、川上綾子さんが任命されました。

該当される方でお困りの方は御遠慮なく御相談下さい。

なお、川上相談員は市役所内福祉事務所に位置しております。

無名氏の美挙

このほど、ある無名氏から、市議会議長の西川徳爾氏を通じて、金壱千円也を円護寺公園墓地の清掃費にお充て下さい！と大変寄篤な申出をされた方がありました。

主管課はじめ幹部一同非常にこの御芳志に感激し、早速除草剤を購入して園内に撒布し、最も効率の高い科学的な方法で、貴い無名氏の方の御芳志にお応えすることにしております。

紙上で厚く御礼申上げます。有難うございました。（都市計画課）

子供の天国・楽しい夏休み
取扱い方で大きい効果
〜お父さん・お母さんへ〜

今年も間もなく夏休みになりますが、市内の小中学校では大体7月26日から8月25日までの一ヶ月となっています。夏休みといえば、私達大人も子供の時に過したいろいろの思出を呼び起すものですが、この間の取扱いには父兄も先生も大変な苦心が要ります。

以下これらの問題となる事項について御一緒に考えてみましょう。

指導の考え方

(1) 毎日時間通りに学校に通って先生の指導をうけ、或意味で集団的機械的な日常生活をしていたものが、自由な生活に急変するのですから、環境やふんいきのよしあし、暮し方の如何によって大きな差を生じてきます。

有意義に過せば大変効果が現われますし、逆になれば取り返しのつかない悔を残すことになるわけです。しかもこれらの責任の大半は、学校の先生の手から一応保護者の手に移るわけですから休みに入る前には、先生と十分話し合って、子供に対する理解を深め、保護者としての識見と自覚を持って頂きたいものです。

大人が一方的に物事をおしつけたり、こどもの生き方をただ一時的にとらえてその是非を判断したり、具体的な表面に現われた行動を規制するだけで、指導が全うされると考えるのは危険です。一人一人の子供が示す具体的な生き方をよく吟味して、生き方そのものが高められ深められるようにすることが、真の指導ではないでしょうか。子供の感情意識の中から何をどうひき出し、何をどう認め、何に対してどうはげましを与えるかということは、私達大人がよく考えねばならない根本問題でしょう。

(2) 子供の人間的、社会的成長を促すよい機会。家庭の一員として、また社会の一構成員としての生活、現実の体験と人間関係の体得は、子供達を一層成長させます。

そこで家庭でもできるだけ未経験の生活にふれさせると共に、一人前として権利を認め、義務を果させるような取扱いが大切です。

(3) 子供の個性を一層のばすように努め、不足している点を補うためにはよい時期です。

学力の面では勿論のこと、性格、行動の面からも大切です。殊に小、中学校の在学生は、不得手な点を一般水準までひきあげる努力を忘れてはなりません。

(4) 継続的な自然観察や自由研究を進めさせましょう。この事は根気の要ることですし、本人のためにも本当によい勉強になります。

(5) 健康を恢復し、長期治療をするよい機会です。身体の弱い子供には他のことは余り期待せず、校医や専門医とよく相談して健康を取り戻してやりましょう。

くらしの注意

(1) 生命の安全と健康の保持。

夏の行事である登山、水泳、キャンプなどは、場所や計画に無理はないかどうか、また同行の人が信頼できるかどうか、等慎重に検討することが必要です。また不規則な生活や暴飲暴食などで折角の元気な身体を壊させないよう御注意下さい。

(2) 不良化の防止

暑さもきびしく周囲が解放的でもあり、しかも通学時と違って自由がききますから、意志の弱い子供にとっては大変危険な期間です。友人関係とか、外出先…特に夜間…や、金銭の使い方などには絶えず細心の注意を払うことが必要です。

(3) 学校の児童、生徒の会や、町内、部落内の子供会などできめたことは尊重させ、これらの会が正しく進むように指導してやる心掛が必要です。

(4) 規則正しい生活の習慣をそのまま持続させましょう。

市内各校申合

過日市内の先生に集って頂き、夏休み期間のことについていろいろ相談した結果、次のようなことを申合せました。市民みなさんの御協力をお願いいたします。

(1) 夜間の外出は必ず10時迄

10時以後の外出は、父兄が一緒の場合でもさせないで下さい。

10時には「大丸の鐘」が鳴りますから、遅くともこれを合図に帰宅させて頂きたいものです。

(2) 中学生は外出時、必らず身分証明書を持たせる。これは学校の生徒であるという自覚をもたせることでもあり、一寸した間違いの場合でも指導に役立ちます。

(3) 映画は学校で推選したもの以外、父兄同伴でもなるべく遠慮させて下さい。

なおこれらの校外生活指導が徹底するように、市教委、学校の先生、警察署なども街頭補導に当るつもりです。（市教委事務局）

×

投稿歓迎

市民の皆さんが、市政のいろいろな事について、日ごろお考えになっておられる建設的な御意見や、御希望、そしておたずね等がありましたらお寄せ下さい。

御投書はハガキでも手紙でも結構ですが、住所と氏名を明記の上「市役所総務課広報係」宛とし、本文の頭に「市民の声」と記入。

袋川の美化

問 袋川は最近桜苗が植えられているが、どうも心なきヤカラに枝を折られて行く。罰則でも作って市民の自覚を促さねば駄目ではないか。（一市民）

答 去る鳥取大火以来、市は街の緑化については機会ある度に力をつくして来ております。それにも拘らず御説のような不徳な行為が横行しているのは実に残念なことです。その度に私達も憤りを覚えたことは事実です。しかしこの頃では街に木を植えて育てて行くことも社会教化の一つだと考えるようになりました。従って直ちに罰則を設けて市民にのぞむ考えはありません。今後も、折られても切られても街の緑化の努力は続けます。特に植樹場所最寄の市民皆さんの御協力を切に期待致します。（林務課）

問 去る日中、智頭橋の欄干から塵を捨てる一婦人あり。しかもその塵は途中にひっかかって欄干は汚れたが、その婦人は人目もはばからずそのまま近くの寺に入って行った。こんな強心臓で公徳心のない者には街の美化など話しても通じないだろうが、何とか市の指導を乞うや切。（一市民）

答 お説の通り白昼智頭橋の欄干から塵を捨てる等は、観光面からも環境衛生の面からも、誠にゆゆしい問題だと思います。

市としましても、以前に再三市民の方々の注意を促しているところで、未だにこのような心ない行為のある事を非常に残念に思います。また塵芥収集につきましては、清掃法が施行されてから、市民皆さんの御要望に応えるよう万般の努力を払ってはおりますが、何分清掃人員の不足や施設の不備などで、市民皆さんには種々御迷惑をおかけしている現状であり、次々に解消してゆくよう努力していますから、各戸に完全な塵箱を整備していただきまして、清掃員が収集に廻るまでお待ち下さい。そしてこんなことの絶対ないようお互に注意し合って市の美化に一層の御協力をお願いします。（戸籍市民課衛生係）

今月の市税は……固定資産税第二期分……7月31日までに是非納めましょう！

円護寺公園墓地行き
8月7日～8月15日

鳥取駅前発時刻

7.05
8.30
10.00
10.50
13.50
16.00
17.30
19.00

折返し運転
市内廻り

お墓参りの方へ
無料券往復分を
終点で差上げます

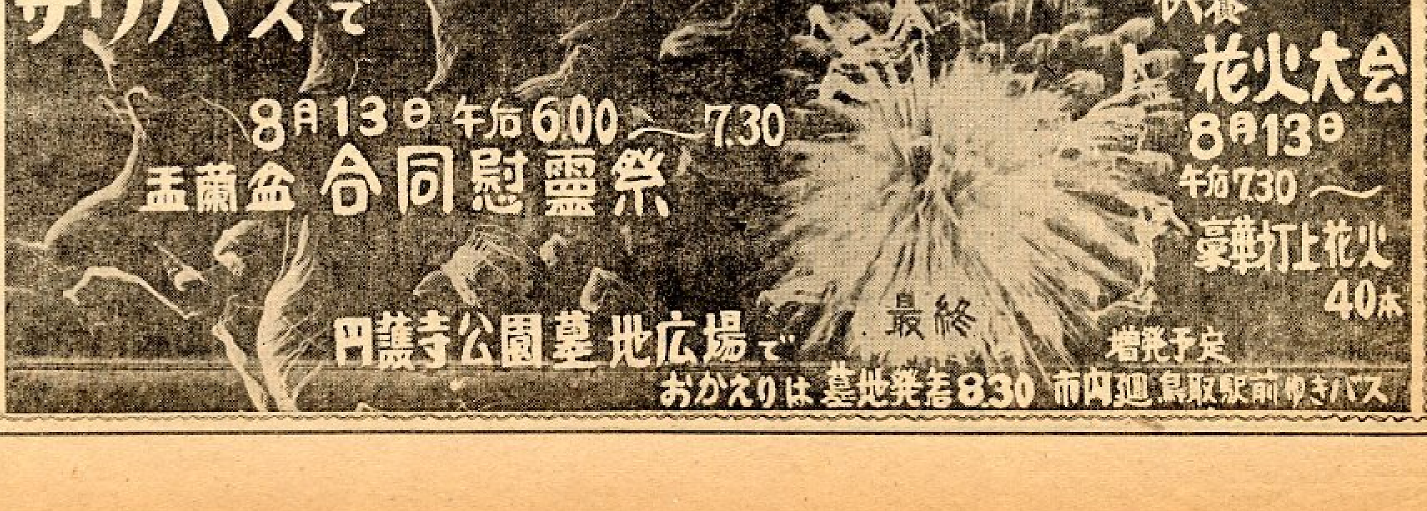
サワバスで
8月13日 午后6.00〜7.30
盂蘭盆 合同慰霊祭
円護寺公園墓地広場で
供養
花火大会
8月13日
午后7.30〜
豪華打上花火
40本
最終
増発予定
おかえりは 墓地発着8.30 市内廻 鳥取駅前ゆきバス

農業委員会法改正
六委員會が一つになる

怖しい戦争が終って早や一三年目、この間他の産業部門は飛躍的に生産を高めてゆく中に、農業だけが次第に取り残されて行きますが、その経営を安定させる農政の基となる農業委員会法も、三年前に改められて今日に到りました。

しかしその後の世情は激しく変り、またまた農業団体の再編成が必要となり、この度農業委員会法の一部が次のように改められましたので、そのあらましを解説してみましょう。

改正の要点

委 員会の統合…当初、市町村の委員会は原則として一市町村一委員会で、約一一、〇〇〇でありましたが、その後町村合併が急速に進み、昨年9月末には市町村数三、九七五に対し委員会数七、三八五でありました。本来委員会が市町村の行政機関である性格とその職務を遂行する上から市町村内一体となって区域内の各種の行政機関や農業団体等と力を合せその施策を統一、充実して実効をあげるため、原則として一市町村一委員会を設置する趣旨に基いて、当市も7月5日から一委員会となり、事務局は市役所内に置かれます

組 織について…従来は選挙による委員として一〇人～一五人でしたが、市町村の区域が広くなったりしたために農民と農業委員会のつながりが薄くならない様にその規模に応じて一〇人から四〇人までに拡大し選任委員も従来は五人以内であったが、農協、共済から推薦した理事を組合ごと一人と、市町村議会で推薦した学識経験者を五人以内選任する制度になりました。当市の場合は政令に定める最高位にありますので次のように定めています。

選挙委員　四〇名
選任委員　二二名
学識委員　五名

として制限しています。

部 会について…前記の通り一委員会の数が多数であるため委員の数が二〇名以上となる委員会には新しく部会を置く制度が設けられました。即ち農地問題を処理するため農地部会を、その他の事項を処理するため一つ又は二つの部会を置くことができます。

この部会では行政庁の諮問に対する答申、振興計画の基本方針の決定と会長の選任、解任の三つの事項の外は、部会で議決したら委員会の決定となります。ですから会議は総会と部会とになります。

所 掌事務…農地法、土地改良法その他法令に基づく事務は従来と異りませんが、その外農地等利用関係、交換分合のあっ旋、農業や農村に関する振興計画の樹立実施の推進、農業技術の改良、農作物の病虫害の防除、農業生産の増進、農業経営の合理化、農民生活の改善、農業と農民に関する調査研究や意見を公表し、行政庁に建議し、その諮問に対し答申を行うことができるようになりました。

職 員について…農業委員会の最も基幹となる事務を取扱うので職員を農地主事とし、その任免に関しては都道府県知事の承認を必要とし、また不利な取扱を受けた場合には農林大臣にその旨を申述べる途も拓けました。

県 農業会議員の選出…従来は県知事の招集する代表者会議で互選していたのですが、この度の改正で、農業委員会総会で指名した委員一人を県農業会議員として選出することになります

選 挙区について…選挙はその委員会の区域で選挙することができますが、特に必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を受けて二ッ以上の選挙区にすることができるので、当市としては政令の範囲内で認められる区分に従って現在の委員会の区域を一選挙区と定めたのであります。

選 挙について…現在の委員の任期は来る7月19日で任期が満了するので、それに先だって7月16日に選挙を行い当選した委員は7月20日から三ヶ年間就任する訳です。

そ の他の事項については従来通りと考えて支障ありません。

（農務課）

花火遊びに御注意！

夏は何といっても海水浴と花火遊びの季節です。夕闇の中にパッと燃えて、囲んだ子供を浮彫りにする花火線香から、弧を描いて飛ぶ花火などの夏の楽しみも、取扱い方の不注意から火災を起したり、子供さんの弄火の習慣となることもありますから、次の事がらをお守り下さい。

☆花火は小さい子供さんだけで遊ばないように、保護者と一緒に正しい火の取扱いを指導して下さい。

☆飛ぶ花火は、火の着き易い藁や杉皮葺の屋根やその他の燃え易い物の近くでは使わないようにしましょう。

☆花火線香を納屋の中で燃やして出火した例があります。保護者の眼が届かないときには持たせないようにしましょう。

☆風の強い日には使わないようにしましょう

御存知ですか

引揚者……
給付金の請求
8月1日から受付開始

お待ちかねになって居られました給付金（国債にて支払い）が愈々支給されることとなり来る8月1日より請求書の受付を始めることになりました。

この法律でいう引揚者とは次の通りです。

◇終戦またはソ連参戦日まで引続き外地に六カ月以上「生活の本拠」を持っていた者で、その後に強制命令等で帰国した者

◇同じく「生活の本拠」を外地におきながらたまたま内地に滞在中に終戦を迎えた者

◇「生活の本拠」の有無は問わないがいわゆる長期抑留者で平和条約発効後に引揚げても「戦犯」として引続き発効後まで拘禁された者

尚、ここでいう「生活の本拠」のあった者とは次の様な方達が該当いたします。

◇外地で農・林・漁・鉱・工・商業等（以下「農業等」という）を営んでいた者と、その者と居住及び家計を共にして、外地で生活していた家族

◇外地で「農業等」を営み住居を内地・外地に持っていたが、生活の大半を外地の住居で過していた者と、その者の外地の世帯にいた家族

◇外地にあった工場・事業場などに勤務していた者とその者の世帯にいた家族

◇外地にあった日本の官公署に勤務していた者で軍人・軍属を除いた者とその者の世帯にいた家族

但し、採用・転任等の身分が内地にある本社等で取り扱われている者で単身赴任していた者や、臨時に内地の本社等から外地の事業場に派遣されていた者は今回の支給については未確定のため一時保留とする。

◇外地にあった外国の官公署に勤務していた者（満洲国軍の軍人を含む）とその者の世帯にいた家族

◇外地で家事の従事者として雇われていた者

◇外地に「生活の本拠」を持っている間に入営または応召した者とその者によって生計を維持して来ていた家族で外地にいた者（入営・応召先は外地・内地の何処でもよい）

◇外地に「生活の本拠」を持っている間に志願または徴用によって軍属となった者と、その者によって生計を維持して来た家族で外地にいた者（志願または徴用先は外地・内地の何処でもよい）

◇外地に「生活の本拠」を持っている間に軍人・軍属となった前二項以外に、家族を同伴して外地で軍人・軍属として勤務していた者とその同伴家族

◇外地に「生活の本拠」を持っていた者によって生計を維持していた家族であって、内地にある学校等に在学していた者等であります。

又、次の様な方には資格がありません。

◇外地で生活している間に応召・入営となって内地に勤務し家族もまた外地を引払ってしまい、いわば同伴して内地に来ていたとき。

◇外地で生活している間に応召・入営となったため、家族を内地に帰してしまったとき。

◇同じく軍属になったため家族を内地に帰してしまったとき。

◇内地に「生活の本拠」を持つ者によって生計を維持している家族であって外地の学校等に在学していた者等はいずれも認められない。

次に左の様な方に遺族給付金が支給されます。

◇本年3月31日以前に死亡した引揚者で、死亡した時の年令が二五才以上であった者の遺族

◇終戦時に外地にいた者で強制引揚を待って引続き外地にいる間または引揚げの途中で死亡した者の遺族

◇千島・樺太・北鮮または満洲にいた者で、ソ連参戦日から終戦日までの間に、これらの地域で死亡したか、または引揚げの途中で死亡した者の遺族

◇南鮮・華北地域にいた者でこれらの地域から引揚げの途中で死亡した者の遺族

◇長期抑留者等で外地または外地からの引揚げの途中で死亡した者の遺族

ですが、この法律での遺族の範囲は二親等までになっています。

以上が今回、施行されることになった引揚者給付金等支給法の適用を受けるに当っての基準でありますが、支給者制限（昭和31年分の所得税額が夫婦二人分合わせて八八、二〇〇円を超えないこと）等があり、請求について詳細は市役所内、又は福祉事務所社会係、引揚者協会（元魚町二丁目第一生命ビル隣り）でお尋ね下さい。（市福祉事務所）

警察だより
鳥取署

家庭に愛と平和を
＝子供不良化防止＝

少年補導で一番大切なことは、不良化の傾向のある子供を、まだ悪質化しないうちに一日でも早く発見することです。署では鳥取市少年補導連絡協議会と協力し「街頭補導」と「少年相談」に力を入れています。

街頭補導は、補導員が街頭へ出かけて問題行動や不良行為をしている少年少女を発見して、現場で注意したり、必要と思われるものには家庭、学校、職場等に連絡してその子供のために力を合わせて補導することです。

補導員は、署の少年係の警察官、学校の補導係の先生、児童相談所の職員等で編成していますが、昭和31年中に市内で発見された少年少女の数は三〇〇人にのぼりました。

これらの行為の中の主なものは怠学怠業、家財物品持出、不純異性交遊、飲酒喫煙、不良交遊、盛場うろつき、パチンコ店やダンスホールに出入する不健全娯楽等の外、家出、喧嘩、たかり、婦女子に対する悪戯等です。

少年相談は、子供の事で困っている保護者からの相談を受け、内容によって助言指導や補導員による継続補導又は就職の世話等をしていますが、中には保護者に奨めて児童相談所や家庭裁判所で取扱って貰う方がよい場合があります。

少年相談所は未だ市民皆さんに知られていないようですが、当署内に置いていますので気軽に利用して下さい。

こうして発見される子供は、まだ罪を犯す程にはなっていなくても、その多くはかなり不良化しており、もう少し早く発見しておれば補導も容易だったのにと残念に思う場合があります。

子供の不良化を早く発見するには、何といっても日々子供の身近にいる親が常に見守っている事が大切です。

ところが世間の多くの親は「うちの子に限って…」と思いこんでいて、街頭補導で問題児を発見して親の協力を得るために連絡すると、ただ驚き嘆くだけで適切な処置のとれない親が多く、これらは日頃からわが子に無関心であった事を示しています。

早期発見テスト

では平素から子供を親察していて判断することについて、心理学者の牛島義友氏による「環境性格簡易評定尺度」を紹介いたしましょう。

この評定尺度とは次の一〇項目で、これを子供について調べるのです。

(1) 家庭に破婚問題があったかどうか…両親円満の度合
(2) 家庭内の一般的雰囲気はどうか…家族間の感情や結びつきの度合
(3) 親の子供に対する態度はどうか…憎悪的か、無関心か、それともよく世話をしているか
(4) 子供の家に対する態度はどうか…反抗的か、不機嫌か、それとも幸福そうか。
(5) 遊び友達はどうか…不良交友があるか、それとも健全な交友であるか
(6) 学校の出席はどうか…欠席がちか、精勤か
(7) 学校に対する態度はどうか…不良児といわれているか、優良児といわれているか
(8) 子供は従順か
(9) 子供は衝動的か
(10) 困った行動があるか

以上の項目について、それぞれ五段階…非常によいもの五点、普通よりよいもの四点、普通のもの三点、やや悪いもの二点、非常に悪いもの一点…に採点して、一〇項目の点数を五〇点満点として合計点が二九点以下の子供は不良化の傾向があるから注意を要するという事になります。

危い！女の一人歩き
＝夏の性犯罪を防ぐには＝

盛夏に最も多くなる性犯罪は、被害者側の用心で大半は防ぐ事ができるものです。

その誘発の原因としては、うすものの開放的な衣類、夕涼み、夜ふかしと散歩など一般に夏の婦人のいろいろな「スキ」のあることや、海水浴場などでのくつろいだ気分とか、接近の機会が多いこと等があげられます。

誘惑か暴力か、性犯罪として警察の数字に現われるものは恐らく実犯数のうち氷山の一角程度と見られています。

兎に角、性犯罪の被害者はどこに油断があったかを調べてみましたところ、次のような点があげられますから、これを参考にしてお互に注意し合い夏の性犯罪を防ぎましょう。

季 節別…4、5、6月の春から初夏にかけてと、8、9、10月つまりこれからの季節が年間の二つのピークです。

時 間別…全般的には夜の午後7時から11時頃までが最も多く、これを被害者の年令との関係でみると、年少者の場合は学校が退け保護者の眼が届きかねる午後3時から6時頃までが多くなっており、午後11時以降の深夜から未[illegible]手段も兇悪[illegible]ものや、侵[illegible]

場 所別…性犯罪全般からみると道路上が圧倒的に多く、屋内はその次ですが、兇悪なものは却って家屋内が多くなっていますので、これに関する限り家屋内の自衛態勢を強化する必要があり、侵入盗に対すると同様戸締りが大切になって来ます。道路上での被害は成人者に多く、夜更けてからが大部分であることが、この犯罪の特殊性といえます。

被 害者の年令…何といっても二〇才から二五才が最も多く、成年者と未成年者が概ね半々ですが、一二才以下の幼児、児童にも相当の被害者があることは最も注目すべき点で、だまされ易く抵抗力の弱いこの年ごろは非常に狙われ易いから、保護者は格別の注意が必要です。

加 害者についても少年の犯行が高率を占めており、これは映画や出版物などからの影響が犯行動機となっている場合が考えられ、集団犯行が多くなっています。また強制わいせつ、婦女追随などには一五才以下の年少者の犯行が多くなっていることも見逃せません

い かにして助かったかについて調べますと

○大声を出したため
○抵抗したため
○運よく人が来たため
○近所の家に逃げこんで救いを求めたため
○甘言を以て派出所に連行したため

等がありますが、やはり大声を出して助けを求め[illegible]

注 [illegible]

スリ躍る好機・夏
＝車内防犯のコツ＝

夏の乗り物は、スリや置引きなど犯罪者の活躍する舞台です。

国鉄の調査によりますと、これらの車内犯罪は7、8、9の三ヶ月が年間を通じて圧倒的に多い時です。

(1) 乗客が被害にあう時間は、朝夕のラッシュアワーを過ぎた頃が絶対に多く、車内の乗客が比較的少い時間帯例えば午前中は10時～12時、午後は7時～10時の間にかけて多く発生しています。

(2) 乗車に当っては次の点に御注意下さい。

(イ) 駅の待合室や車内網棚に物を置いて待合せや乗車中の場合は荷物から目をはなさないこと。

(ロ) バスの中では鞄などは網棚にのせないで、できるだけ膝の上にのせるようにし、また長距離列車の場合[illegible]

(ニ) 列車[illegible]